5　新雇保則第六条第一項の雇用保険被保険者資格取得届、新雇保則第七条第一項の雇用保険被保険者資格喪失届、新雇保則第十四条第一項の雇用保険被保険者氏名変更届、新雇保則第百四十六条第一項第一号の雇用保険被保険者資格取得届光ディスク等提出用総括票及び同項第二号の雇用保険被保険者資格喪失届光ディスク等提出用総括票は、当分の間、なお旧雇保則の相当様式によることができる。

○厚生労働省令第九十八号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十四条第二項の規定に基づき、薬事法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年六月二十九日

厚生労働大臣　小宮山洋子

薬事法施行規則の一部を改正する省令

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第三号の八を第三号の九とし、第三号の二から第三号の七までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

三の二　Ｎ－アセチル－三－（ナフタレン－二－イル）－Ｄ－アラニル－四－クロロ－Ｄ－フェニルアラニル－三－（ピリジン－三－イル）－Ｄ－アラニル－Ｌ－セリル－四－（{[四Ｓ）－二・六－ジオキソヘキサヒドロピリミジン－四－イル］カルボニル}　アミノ）－Ｌ－フェニルアラニル－四－ウレイド－Ｄ－フェニルアラニル－Ｌ－ロイシル－^{6}Ｎ－（一－メチルエチル）－Ｌ－リシル－Ｌ－プロリル－Ｄ－アラニンアミド（別名デガレリクス）、その塩類及びそれらの製剤

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第四十七号の十を第四十七号の十一とし、第四十七号の六から第四十七号の九までを一号ずつ繰り下げ、第四十七号の五の次に次の一号を加える。

四十七の六　七－［（一Ｒ・四ａＲ・五Ｒ・七ａＲ）－二－（一・一－ジフルオロペンタン－一－イル）－二－ヒドロキシ－六－オキソオクタヒドロシクロペンタ［ｂ］ピラン－五－イル］ヘプタン酸（別名ルビプロストン）及びその製剤。ただし、一カプセル中七－［（一Ｒ・四ａＲ・五Ｒ・七ａＲ）－二－（一・一－ジフルオロペンタン－一－イル）－二－ヒドロキシ－六－オキソオクタヒドロシクロペンタ［ｂ］ピラン－五－イル］ヘプタン酸として二四㎎以下を含有するものを除く。

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第六十九号の七を第六十九号の八とし、第六十九号の四から第六十九号の六までを一号ずつ繰り下げ、第六十九号の三の次に次の一号を加える。

六十九の四　三－（二－ナフチル）－Ｄ－アラニル－Ｌ－システィニル－Ｌ－チロシル－Ｄ－トリプトフィル－Ｌ－リシル－Ｌ－バリル－Ｌ－システィニル－Ｌ－トレオニンアミド　環状（二→七）－ジスルフィド（別名ランレオチド）、その塩類及びそれらの製剤

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項第七十八号の九に次のように加える。

⑶　一噴霧中二－ヒドロキシ－五－［（一ＲＳ）－一－ヒドロキシ－二－［（一ＲＳ）－二－（パラ－メトキシフェニル）－一－メチルエチル］アミノ］エチル］ホルムアニリドとして九㎎以下を含有する吸入剤

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項第百十九号の二の次に次の一号を加える。

百十九の三　Ｎ－［七－［（メタンスルホニル）アミノ］－四－オキソ－六－フェノキシ－四Ｈ－一－ベンゾピラン－三－イル］ホルムアミド（別名イグラチモド）及びその製剤

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項第百二十五号の次に次の一号を加える。

百二十五の二　Ｎ－メチル－二－（{三－［（一Ｅ）－二－（ピリジン－二－イル）エテン－一－イル］－一Ｈ－インダゾール－六－イル}　スルファニル）ベンズアミド（別名アキシチニブ）及びその製剤

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第九十九号

特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第三十五条第一項及び第四十条の規定に基づき、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則及び障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年六月二十九日

厚生労働大臣　小宮山洋子

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則及び障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令の一部を改正する省令

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和三十九年厚生省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第六号中「次号」を「この条」に改め、同号中ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　受給資格者が所得税法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）を有するときは、次に掲げる書類

(1)　当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類

(2)　当該控除対象扶養親族が法第七条又は第八条に規定する扶養義務者でない場合には、当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書

様式第一号（表面）中「特定扶養親族の数」の下に「㋑16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数」を「（㋺　人）」に改め、同様式（裏面）注意の5中「及び特定扶養親族」の下に「並びに16歳以上19歳未満の同法に定める控除対象扶養親族」を「特定扶養親族の数を」を加える。

様式第六号（表面）中「特定扶養親族の数」の下に「、㋑16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数」を加え、「（㋺　人）」を「（㋺　人）　（㋑　人）」に改め、同様式（裏面）注意の3中「及び特定扶養親族」の下に「並びに16歳以上19歳未満の同法に定める控除対象扶養親族」を「特定扶養親族の数を」の下に「、㋑に16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数を」を加える。

（障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令の一部改正）

第二条　障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和五十年厚生省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ　受給資格者が所得税法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）を有するときは、次に掲げる書類

(1)　当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類

(2)　当該控除対象扶養親族が法第二十一条に規定する扶養義務者でない場合には、当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書

第十五条第四号中ニをホとし、ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ　受給資格者が所得税法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）を有するときは、次に掲げる書類

(1)　当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類

(2)　当該控除対象扶養親族が法第二十六条の五において準用する法第二十一条に規定する扶養義務者でない場合には、当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書